

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号
日本冶金工業株式会社
代表取締役
社 長 木 村 始

第135期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第135期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第135期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第135期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款の一部変更の件
 - 第3号議案 取締役3名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件
4. 招集にあたっての決定事項
次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の総会会場につきましては、節電の観点により空調温度を高めに設定する予定であります。これにともない、当社職員は軽装にて対応させていただきたく存じますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席賜りますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyk.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) ウェブ開示に関する事項

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のものその他、この「連結注記表」、「個別注記表」として表示すべきものも含まれております。

(2) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

(4) インターネットによる議決権行使のご案内

68頁<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>をご参照ください。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢の改善が進み、総じて緩やかな回復基調が続きましたが、新興国経済の動向や英国のEU離脱問題、更には米国新政権の動向等の国際政治経済情勢の不確実性の中、先行きに不透明感を抱える状態で推移いたしました。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、中国をはじめとするアジア地域における供給過剰が続いたものの、主原料であるニッケル価格が年度初めに底を打った他、鉄源やクロム価格も上昇に転じたこともあり需要回復の傾向が見え始めました。

当社の戦略分野である高機能材（ニッケルを20%以上含有する高ニッケル合金の板、帯製品）は、米国を中心とした耐久消費財等の堅調な需要分野に加え、低迷していた石油・ガス分野向用途に需要回復の兆しが見え始め、海外向けを中心に堅調に推移いたしました。また、ステンレス一般材部門では、国内景気の緩やかな回復傾向に加え、上述した原料価格の上昇等もあって、特に年度後半にかけて需要の回復傾向が見られました。

このような経営環境の中、当社グループといたしましては、ステンレス一般材を中心に、コストに応じた販売価格の適正化に努めるとともに、戦略分野である高機能材の拡販に向け、製造プロセス改善による生産性向上、原料ソースの拡大等の取り組みを実施いたしました。

この結果、当社における当年度の販売数量は前年同期比2.5%増（高機能材9.1%増、一般材1.2%増）となりました。当連結会計年度の売上高は1,129億62百万円（前連結会計年度比80億82百万円減）となりましたが、利益面では増益を確保し、経常利益は28億49百万円（前連結会計年度比23億25百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、23億49百万円（前連結会計年度比15億28百万円増）となりました。

剰余金の配当に関しましては、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを配慮しつつ、更なる財務体質の強化を図りながら、安定的に実施することを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移したことから、一株当たり1円を増配し、2円50銭の実施を予定しております。

当連結会計年度は、『中期経営計画2014』（自2014年度 至2016年度）の最終年度でありました。当社グループでは、安定した経常黒字確保と復配を実現すべく、『中期経営計画2014』に則り、グループを挙げて収益力の強化に取り組んでまいりました。当社グループは、2013年度から4期連続の経常黒字確保と2015年度には7期ぶりの復配を実現したものの、電力コストの増加、インドネシア政府のニッケル鉱石禁輸の影響による大江山製造所での製錬コスト増加を受け、目標の利益水準（経常利益 連結ベース40億円・単体ベース30億円）には到達できませんでした。

② 設備投資の状況

当社グループにおきましては、事業環境の動向を踏まえ、最も重要な戦略商品として位置づけている高機能材の競争力強化のための投資と、環境・省エネルギー関連投資および事業基盤強化のための投資を実施いたしました。

その結果、当連結会計年度の実績は、23億39百万円となりました。

③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金および社債、借入金により充当いたしました。

なお、当連結会計年度におきまして、以下のとおり社債発行を実施しております。

発行会社名	発行銘柄	発行日	発行総額	償還期日
日本冶金工業株式会社	第2回無担保社債	平成28年9月30日	450百万円	平成33年9月30日
日本冶金工業株式会社	第3回無担保社債	平成28年9月30日	320百万円	平成33年9月30日

(2) 対処すべき課題

当社グループは、国内業界再編によるステンレス市場構造の変化、高機能材のグローバル市場での競争激化、成長する新興国市場（ロシア・インド・中東等）における需要の確保に対して、新たな戦略的取り組みが求められております。

これら内外における事業環境の変化に確実に対応すべく、新たな視点から、当社が高機能材事業と一般材事業を両輪として国内外において競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くため『中期経営計画2017』（自2017年度 至2019年度）を策定し、本年4月よりスタートしております。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

【中期経営計画2017の概要】

①「中期経営計画2017」の位置付けとコンセプト

当社は、当社創立100周年に当たる2025年において、「堅固な国内ステンレス事業と長期的に持続可能なコーポレート基盤をベースとした、高機能材のグローバル・トップサプライヤー」を目指します。本中期経営計画2017は、その第1ステップの3ヶ年と位置付け、次の3つのテーマを掲げました。

- (ア) アジアの高機能材市場において、卓越したQCD（品質、コスト、納期）競争力で市場をリードするトップサプライヤーの地位を確立する。
- (イ) 国内ステンレス市場において、お客様の信頼に比べ得る存在感のあるサプライヤーの地位を確立する。
- (ウ) 地域環境に配慮し、リサイクル・省資源・省エネルギーにより、社会に貢献する企業で在り続ける。

②「中期経営計画2017」の基本戦略

「中期経営計画2017」の3つのテーマの実現のため、以下の戦略に取り組みます。

(ア) 高機能材事業の更なる深化

- ・ 注力製品の一層の競争力強化と品揃えの拡充により、高機能材拡販の重点分野・市場での需要の掘り起こしを行います。
- ・ グローバル販売・生産体制の拡充とアジア・新興市場への取組み強化を行います。

(イ) 一般材事業の再構築

- ・ 業界再編と国内ステンレス市場の構造変化に対応した体制整備を進めます。
- ・ 需要が堅調な高付加価値材（チェッカー／ボルカプレート、耐熱鋼、快削鋼）の積極的な拡販を図ります。

- (ウ) 製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュ
 - ・ 高機能材製品の供給基地として「新たな付加価値の創造」を実現するため、川崎製造所と大江山製造所で品質・コスト・納期全般に亘るプロセス革新（設備投資を含む）を実行します。
 - ・ コンパクトで環境に配慮した都市型製造所への進化に向けて、川崎製造所のリフレッシュを行います。
- (エ) 原料・大江山製造所競争力強化
 - ・ 安価原料を極限まで活用し、原料コスト競争力を最大化いたします。
 - ・ 大江山製造所の経営資源（技術・人・設備・立地）を活かし、事業の強化を図ります。
- (オ) 企業インフラ整備・基盤強化
 - ・ 企業基盤を強化し、外部環境に左右され難い体質への改善を図り、存在価値のある企業であり続けることを目指します。
- (カ) 企業統治体制の整備と企業責任を果たす取組みの推進
 - ・ 当社企業集団の内部統制の一層の強化に努めます。
 - ・ 環境保全活動に強力に取り組み、持続可能な循環型社会の創造に貢献してまいります。

③ 「中期経営計画2017」の設備投資計画

製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュの実現に向けて、戦略的設備投資を実行いたします。その他の投資を含めた今後3年間の投資規模としては、本中期経営計画期間中の減価償却費の2倍以上に相当する280億円を計画しております。

[設備投資計画の内訳]；

戦略的設備投資150億円、事業基盤強化95億円、関係会社関連35億円

(戦略的設備投資は、製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュの合計)

④ 「中期経営計画2017」の達成目標

- ・ 経常利益は、将来に向けた積極的な設備投資と借入金圧縮による財務体質強化を両立できる利益水準を確保します。

[経常利益達成目標]；単体55億円、連結70億円

- ・ ROE8%以上、ネットD/E1.0未満を目標とし、資本効率向上と財務体質改善の両立を図ります。
- ・ 配当性向は20%以上を目標とし、株主還元と財務体質強化及び成長投資のバランス確保を図ります。

(注) 「中期経営計画2017」の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照下さい。
(http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir_news_170509_02.pdf)

(3) 財産および損益の状況

① 直前3連結会計年度

区 分	第132期 平成25年度	第133期 平成26年度	第134期 平成27年度	第135期 (当連結会計年度) 平成28年度
売上高 (百万円)	119,903	129,500	121,044	112,962
経常利益 (百万円)	613	1,307	524	2,849
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	480	2,092	821	2,349
1株当たり当期純利益 (円)	3.10	13.52	5.31	15.19
総資産 (百万円)	137,370	141,015	134,774	135,666
純資産 (百万円)	30,998	34,254	34,150	36,889

② 直前3事業年度

区 分	第132期 平成25年度	第133期 平成26年度	第134期 平成27年度	第135期 (当事業年度) 平成28年度
売上高 (百万円)	95,215	106,281	95,890	88,355
経常利益 (百万円)	322	536	101	1,552
当期純利益(△損失) (百万円)	△430	1,339	845	1,469
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△2.78	8.65	5.46	9.49
総資産 (百万円)	122,715	126,785	121,351	122,596
純資産 (百万円)	33,277	35,382	35,466	37,216

<ご参考> 当社の売上高内訳表

区 分		第134期 平成27年度 (A)	第135期 平成28年度 (B)	前期比 (B) / (A)	
高機能材	販売量	千トン	39.9	43.5	109.1%
	売上高	百万円	32,681	29,825	91.3%
ステンレス鋼板	販売量	千トン	204.6	207.0	101.2%
	売上高	百万円	62,276	57,673	92.6%
その他	売上高	百万円	932	856	91.8%
	合計	売上高	百万円	95,890	88,355
うち輸出	売上高	百万円	24,401	20,292	83.2%

(4) 重要な子会社等の状況（平成29年3月31日現在）

①子会社

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主 要 な 事 業 内 容
ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接鋼管の製造ならびに販売
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナ ス 物 産 株 式 会 社	785	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ク リ ー ン メ タ ル 株 式 会 社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナ ス ク リ エ ー ト 株 式 会 社	90	100.00	ステンレス製品梱包用資材の販売および損害保険代理業
ナスエンジニアリング株式会社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナ ス テ ッ ク 株 式 会 社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業受託業務
宮 津 海 陸 運 輸 株 式 会 社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	千パーツ 220,000	99.99	ステンレス鋼管および加工品の製造販売

(注) 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。

②持分法適用関連会社

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主 要 な 事 業 内 容
三 豊 金 属 株 式 会 社	百万円 20	% 49.00	ステンレス鋼および非鉄金属材料の販売ならびに加工

(注) 議決権の所有割合は間接所有割合です。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金鋼の鋼板（薄板、中厚板、帯鋼）、鍛鋼品ならびに加工品の製造・販売、フェロニッケルの製造

(6) 主要な拠点等 (平成29年3月31日現在)

① 当社

本	社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支	店	東京支店、大阪支店、九州支店(福岡県福岡市)、名古屋支店、広島支店、新潟支店
工	場	川崎製造所(神奈川県川崎市)、大江山製造所(京都府宮津市)

(注) 他に海外における拠点として中国上海に「日邦冶金商貿(上海)有限公司」、米国シカゴに「NIPPON YAKIN AMERICA, INC.」、英国ロンドンに「NIPPON YAKIN EUROPE LIMITED」、およびシンガポールに「NIPPON YAKIN ASIA PTE. LTD.」の各現地法人があります。

② 子会社

ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 大阪支店
	工場 茅ヶ崎製造所(神奈川県)
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	本社(大阪府大阪市)
	支店 東京支店、大阪支店
	工場 滋賀工場
ナ ス 物 産 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 東京支店、名古屋支店、大阪支店
	事業部 加工センター(大阪府、愛知県)
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場(タイ)

(注) 他に海外における拠点として、タイ国バンコクにナス鋼帯株式会社の現地法人「NAS KOTAI (THAILAND) CO., LTD.」およびナス物産株式会社の現地法人「NAS TRADING (THAILAND) CO., LTD.」があります。

(7) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

	企 業 集 団	当 社	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
従 業 員 数	2,018名	1,064名	40歳0月	18年2月
前年度末比増減	増20名	増18名		

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	16,642百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,917
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,118
株式会社日本政策投資銀行	4,010
三井住友信託銀行株式会社	1,727

(注) 上記の他、下記金融機関を保証人として適格機関投資家向けに無担保社債を発行しております。

(保証人)	(社債残高)
三井住友信託銀行株式会社	1,800百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	405百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	288百万円

2 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数
普通株式 558,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 154,973,338株（うち 自己株式数287,020株）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 当事業年度末の株主数 24,190名
- (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	4,559 千株	2.95 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,246	2.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,535	2.29
日 本 冶 金 協 力 会 社 持 株 会	3,465	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,178	2.05
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	3,115	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	2,238	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	2,182	1.41
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,800	1.16
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1,775	1.15

- (注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。
2 持株比率は自己株式（287,020株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
木村 始	代表取締役社長	
久保田 尚志	代表取締役	
大田 富貴	取締役	
堀内 晃	取締役	
岡田 和彦	取締役	
道林 孝司	取締役	
前田 博美	常勤監査役	
岸田 守	常勤監査役	
岸木 雅彦	監査役	
佐野 鉦一	監査役	

- (注) 1 平成28年6月28日開催の第134期定時株主総会において、堀内晃、道林孝司の2氏が新たに取締役に、岸木雅彦、佐野鉦一の2氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同日、第134期定時株主総会終結の時をもちまして、取締役 諸岡道雄、橋之口真、監査役 山口宗一の3氏が辞任により、監査役 稲垣多津夫氏が任期満了により退任いたしました。
- 2 取締役 岡田和彦、道林孝司の2氏は社外取締役であります。
- 3 常勤監査役 岸田守、監査役 岸木雅彦、佐野鉦一の3氏は社外監査役であります。
- 4 常勤監査役 岸田守氏は、金融機関の財務・会計部門における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
- 5 監査役 佐野鉦一氏は、上場会社の財務・会計部門における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
- 6 各社外取締役・監査役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

取締役 岡田 和彦	取締役会15回開催中15回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。
取締役 道林 孝司	就任以降の取締役会11回開催中11回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。
常勤監査役 岸田 守	取締役会15回開催中15回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 監査役会17回開催中17回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。
監査役 岸木 雅彦	就任以降の取締役会11回開催中11回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 就任以降の監査役会11回開催中11回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。
監査役 佐野 鉦一	就任以降の取締役会11回開催中11回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 就任以降の監査役会11回開催中11回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。

(注) 各氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

- 7 当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 8 当社は、取締役 岡田和彦、道林孝司、監査役 岸木雅彦、佐野鉦一の4氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 9 監査役 佐野鉦一氏は、T I S株式会社の社外取締役を務めております。なお、同社と当社の間には、現在取引関係はありません。
- 10 当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会全体の実効性について、初回の分析・評価（対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日）を実施いたしました。評価結果の概要につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照下さい。
http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir_news_170428_01.pdf
- 11 当社では、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかわる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。平成29年3月31日現在の執行役員の状況は次のとおりです。

役 位	氏 名	担 当
執行役員社長	木 村 始	
専務執行役員	久保田 尚 志	営業本部長、営業本部（販売企画部・ソリューション営業部）・海外営業部・販売6支店担当
常務執行役員	大 田 富 貴	川崎製造所長、川崎製造所担当
常務執行役員	堀 内 晃	情報システム部・経営企画部・経理部・総務部担当
常務執行役員	野 田 真 人	原料鉱石部・購買部・グループ環境・知的財産部・大江山製造所担当
常務執行役員	王 昆	技術研究部長、技術研究部担当
執行役員	小 林 靖 彦	内部統制室長
執行役員	木 内 康 裕	経営企画部長
執行役員	佐々木 秀 一	総務部長
執行役員	小 林 伸 互	経理部長

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額 百万円	摘要
取締役	8	115	
監査役	6	36	
計	14	151	
(うち社外役員)	(6)	(33)	

(注) 上記報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役2名および監査役2名が含まれております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬
年額 43百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務以外の業務に基づく報酬

年額 3百万円

(注) 当社が会計監査人に対して報酬を支払った「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務以外の業務の内容は、合意された手続業務であります。

④ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

年額 58百万円

(注) 当社の子会社であるNAS TOA (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議事項

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑪ 当社の監査役への報告に関する体制
 - イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - ロ 当社の子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ⑫ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑬ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑭ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議内容

・上記①及び②については、

当社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記③については、

当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。
- ・上記④については、

当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。
- ・上記⑤については、

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- ・上記⑥イについては、

当社は、企業集団を構成する各子会社等（「NASグループ」）に対して管理・指導すべき経営上の基本的事項、及び承認申請等の具体的運営手続きを定め、NASグループ内の重要な情報が漏れなく当社に伝達される体制を構築する。
- ・上記⑥ロについては、

NASグループ各社は、当社と共通の「リスク管理規程」を適用するとともに、必要に応じて、重要なリスクに係る個別規程を制定し、これらを効果的に運用することにより、リスクの適切な管理を行う。
- ・上記⑥ハについては、

NASグループ各社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、各社の実態に応じて業務分掌や業務執行の基準を社内規程により定め、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、当社内部統制室は、NASグループ各社を対象として、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- ・上記⑥ニについては、

NASグループ各社は、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、当社及びNASグループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。
- ・上記⑧については、

当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞くこととする。
- ・上記⑨および⑩については、

当社は、当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに当該使用人の監査役に係る職務の遂行に支障を来さない様特段の配慮をするものとする。
- ・上記⑪イ、ロについては、

当社は、監査役から請求があるときは、定期的及び必要の都度、監査役に報告すべき事項を具体的に列挙した覚書等を監査役との間で取り交わすものとする。上記の取決めには、子会社からの報告事項を含むものとする。また、監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。
- ・上記⑫については、

当社は前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない様、「公益通報者保護制度」に準じた取扱いをするものとする。
- ・上記⑬および⑭については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて、費用の前払又は清算手続が滞りなく処理されるよう努めるものとする。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・上記①及び②については、

当社は、法を守り社会規範を尊重する「コンプライアンス精神」の涵養に努める旨の「コンプライアンス宣言」を行い、当社HP上にて公開しております。また、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。原則として年2回開催されるコンプライアンス委員会において、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案するとともに、同委員会を中心に各部署と協同しつつ、それらを推進することとしております。
- ・上記③については、

当社は、所有する情報及び利用する情報システムの物理的、機能的安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情報の保護管理を徹底する目的で「情報セキュリティ管理規程」を制定し、情報システム部を中心に、その効果的な運用の実現に努めております。

また、インサイダー取引防止を目的とした重要事項取扱の手続を定め、その管理に万全を期しております。
- ・上記④については、

当社は、「リスク管理規程」の運用に関する諸細則を設けるとともに、それらの見直しを行い効率的な運用に努めております。また、環境、安全保障貿易管理、品質保証体制等に係る個別の規程を設けるとともに、これらの規程に基づき、各々の常設委員会の活動内容を、経営会議において定期的に報告しております。
- ・上記⑤については、

当社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、権限の委譲を明確にする一方、厳格な運用を実行しております。当社の当期末現在における執行役員は、取締役兼務者を含め、10名となっております。内部統制室（専任4名）では、経営会議において承認された監査計画に基づき、全部署を対象にほぼ同じ周期で業務監査を実施しております。また、監査の結果等につきましては、「監査規程」に基づき、経営会議に適宜報告しております。
- ・上記⑥イについては、

当社は、NASグループ各社の予算や決算案ほか経営上の重要事項について、「関係会社等経営管理規程」に基づく手続により、当社の承認を得ることとしております。
- ・上記⑥ロについては、

環境、安全保障貿易管理、品質保証等に係る当社の各常設委員会におきましては、NASグループ各社における諸基準等の遵守状況を、定期的に確認しております。

- ・上記⑥ハについては、

NASグループ各社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、権限の委譲を明確にしております。当社内部統制室が実施する業務監査の対象範囲にはNASグループ各社も含まれる旨を、当社「監査規程」に定めております。また、監査の結果等につきましては、当該NASグループ各社にも報告するとともに、当該結果をふまえた対応策を立案・実施しております。
- ・上記⑥ニについては、

NASグループ各社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。NASグループ各社は、原則として年2回開催される当社コンプライアンス委員会に、各社コンプライアンス担当者をオブザーバーとして出席させております。また、NASグループ各社は、社内に設けている「ヘルプライン規程」において、当社監査役や内部統制室等を通報窓口として規定しております。
- ・上記⑦については、

当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、同規程に基づき、関連する部署より選任した担当者（兼任10名）からなる内部統制評価チームを設け、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を円滑に推進するよう努めております。内部統制評価チームは、同規程に基づき作成し代表取締役の承認を得た計画書において、開示すべき重要な不備に該当する場合の金額的重要性の判断基準を定め、かかる不備があることを把握した場合は、代表取締役に当該内容を報告することとしております。
- ・上記⑧については、

当社は、監査役の業務を補助すべき使用人(内部統制室兼務 1名)を設置しております。
- ・上記⑨および⑩については、

現状専任とはなっておりませんが、監査役補助業務が優先的に行われるよう配慮しております。
- ・上記⑪イ、ロについては、

監査役と会計監査人は監査計画を相互に提出し合い、監査役は四半期ごとに会計監査人から監査の方法及び監査の結果に関し報告・説明を受けるとともに、監査役が実施した業務監査の結果を会計監査人へ報告・説明を行い、それぞれの内容に関し意見交換を実施しております。取締役の職務執行等に関しては、社外取締役を含む取締役会による監督並びに監査役(社外監査役を含み、監査役会を組織)による監査を行っております。
- ・上記⑫については、

当社は、公益通報をした者に対する不利な取扱いを禁じた「ヘルプライン規程」において、監査役を通報窓口のひとつとして設定し、当該報告者が「公益通報者」として取り扱われる仕組みとしております。
- ・上記⑬および⑭については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて滞りなく処理しております。

6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「Ⅰ. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「Ⅱ. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「Ⅲ. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および企業ビジョン、ならびに当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、平成31年度（2019年度）を最終年度とする「中期経営計画2017」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

本中期経営計画には、内外における事業環境の変化に確実に対応すべく、新たな視点から、当社が高機能材事業と一般材事業を両輪として国内外において競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くための諸施策が取りまとめられております。当社は、本中期経営計画の取組みを推進し、その達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでまいります。本中期経営計画の概要は以下のとおりです。

① 「中期経営計画2017」の位置付けとコンセプト

当社は、当社創立100周年に当たる2025年において、「堅固な国内ステンレス事業と長期的に持続可能なコーポレート基盤をベースとした高機能材のグローバル・トップサプライヤー」を目指します。本中期経営計画は、2019年度までの期間を、その第1ステップの3ヶ年と位置付け、次の3つのテーマを掲げました。

- (ア) アジアの高機能材市場において、卓越したQCD（品質、コスト、納期）競争力で市場をリードするトップサプライヤーの地位を確立する。
- (イ) 国内ステンレス市場において、お客様の信頼に応え得る存在感のあるサプライヤーの地位を確立する。
- (ウ) 地域環境に配慮し、リサイクル・省資源・省エネルギーにより、社会に貢献する企業で在り続ける。

②「中期経営計画2017」の基本戦略

「中期経営計画2017」の3つのテーマの実現のため、以下の戦略に取り組みます。

(ア) 高機能材事業の更なる深化

- ・ 注力製品の一層の競争力強化と品揃えの拡充により、高機能材拡販の重点分野・市場での需要の掘り起こしを行います。
- ・ グローバル販売・生産体制の拡充とアジア・新興市場への取組み強化を行います。

(イ) 一般材事業の再構築

- ・ 業界再編と国内ステンレス市場の構造変化に対応した体制整備を進めます。
- ・ 需要が堅調な高付加価値材（チェッカー／ボルカプレート、耐熱鋼、快削鋼）の積極的な拡販を図ります。

(ウ) 製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュ

- ・ 高機能材製品の供給基地として「新たな付加価値の創造」を実現するため、川崎製造所と大江山製造所で品質・コスト・納期全般に亘るプロセス革新（設備投資を含む）を実行します。
- ・ コンパクトで環境に配慮した都市型製造所への進化に向けて、川崎製造所のリフレッシュを行います。

(エ) 原料・大江山製造所競争力強化

- ・ 安価原料を極限まで活用し、原料コスト競争力を最大化いたします。
- ・ 大江山製造所の経営資源（技術・人・設備・立地）を活かし、事業の強化を図ります。

(オ) 企業インフラ整備・基盤強化

- ・ 企業基盤を強化し、外部環境に左右され難い体質への改善を図り、存在価値のある企業であり続けることを目指します。

(カ) 企業統治体制の整備と企業責任を果たす取組みの推進

- ・ 当社企業集団の内部統制の一層の強化に努めます。
- ・ 環境保全活動に強力に取り組み、持続可能な循環型社会の創造に貢献してまいります。

③「中期経営計画2017」の設備投資計画

製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュの実現に向けて、戦略的設備投資を実行いたします。その他の投資を含めた今後3年間の投資規模としては、本中期経営計画期間中の減価償却費の2倍以上に相当する280億円を計画しております。

[設備投資計画の内訳]；

戦略的設備投資150億円、事業基盤強化95億円、関係会社関連35億円

(戦略的設備投資は、製造プロセス革新と川崎製造所リフレッシュの合計)

④「中期経営計画2017」の達成目標

- ・ 経常利益は、将来に向けた積極的な設備投資と借入金圧縮による財務体質強化を両立できる利益水準を確保します。

[経常利益達成目標]；単体55億円、連結70億円

- ・ ROE8%以上、ネットD/E1.0未満を目標とし、資本効率向上と財務体質改善の両立を図ります。
- ・ 配当性向は20%以上を目標とし、株主還元と財務体質強化及び成長投資のバランス確保を図ります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照下さい。

(http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_140509.pdf)

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記(エ)にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通

知」といいます。) します。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(ア) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、(i) 対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または(ii) 特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大

限尊重するものといたします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、平成26年6月26日開催の当社第132期定時株主総会において、出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第135期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii) 平成26年6月26日開催の当社第132期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。上記(2)の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

上記(3)の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

※当社は、平成29年5月9日開催の当社取締役会において、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、上記定時株主総会の終結時に有効期間が満了する本対応方針に替えて、本対応方針の内容を一部変更した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「新対応方針」といいます。）を新たに導入することを決議しております。新対応方針の詳細につきましては、後記の株主総会参考書類の「第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」をご参照下さい。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	55,662	流 動 負 債	61,065
現金及び預金	6,045	支払手形及び買掛金	17,024
受取手形及び売掛金	20,477	短期借入金	26,071
商品及び製品	6,951	一年内償還予定の社債	754
仕掛品	14,133	一年内返済予定の長期借入金	10,839
原材料及び貯蔵品	7,755	未払法人税等	589
繰延税金資産	68	未払消費税等	549
その他	713	賞与引当金	962
貸倒引当金	△481	その他	4,277
固 定 資 産	79,948	固 定 負 債	37,713
有形固定資産	73,965	社 債	1,739
建物及び構築物	11,016	長期借入金	15,796
機械装置及び運搬具	21,951	繰延税金負債	7,418
土地	38,698	再評価に係る繰延税金負債	918
建設仮勘定	710	退職給付に係る負債	9,674
その他	1,592	環境対策引当金	2
無形固定資産	1,296	金属鉱業等鉱害防止引当金	5
ソフトウェア	433	その他	2,162
その他	862	負 債 合 計	98,777
投資その他の資産	4,687	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	3,978	株 主 資 本	33,959
繰延税金資産	96	資 本 金	24,301
その他	635	資本剰余金	9,542
貸倒引当金	△22	利益剰余金	255
繰延資産	57	自己株式	△139
社債発行費	57	その他の包括利益累計額	2,925
資 産 合 計	135,666	その他有価証券評価差額金	1,107
		繰延ヘッジ損益	1
		土地再評価差額金	1,744
		為替換算調整勘定	74
		非支配株主持分	5
		純 資 産 合 計	36,889
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	135,666

連結損益計算書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		112,962
売上原価		98,679
売上総利益		14,283
販売費及び一般管理費		9,930
営業利益		4,352
営業外収益		
受取利息及び配当金	71	
持分法による投資利益	8	
固定資産賃貸料	95	
その他の	90	263
営業外費用		
支払利息	1,016	
有形売却損	66	
為替差損	274	
その他の	410	1,766
経常利益		2,849
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
減損損失	87	87
税金等調整前当期純利益		2,765
法人税、住民税及び事業税	403	
法人税等調整額	13	416
当期純利益		2,349
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		2,349

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,301	9,542	△1,851	△139	31,853
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△232	-	△232
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	2,349	-	2,349
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	-	-	△11	-	△11
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,106	△0	2,106
当 期 末 残 高	24,301	9,542	255	△139	33,959

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	507	1	1,733	50	2,292	5	34,150
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△232
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	-	2,349
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	△11
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	599	△1	11	23	633	0	633
当 期 変 動 額 合 計	599	△1	11	23	633	0	2,739
当 期 末 残 高	1,107	1	1,744	74	2,925	5	36,889

貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	43,445	流 動 負 債	51,224
現 金 及 び 預 金	3,201	支 払 手 形	4,062
受 取 手 形	6,451	電 子 記 録 債 務	2,713
売 掛 金	9,527	買 掛 金	7,206
商 品 及 び 製 品	3,021	短 期 借 入 金	19,907
仕 掛 品	13,593	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	754
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,878	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	10,189
短 期 貸 付 金	167	リ ー ス 債 務	449
そ の 他	605	未 払 金	912
固 定 資 産	79,094	未 払 費 用	1,926
有 形 固 定 資 産	65,996	未 払 法 人 税 等	465
建 物	7,325	預 り 金	1,287
構 築 物	2,537	賞 与 引 当 金	569
機 械 及 び 装 置	20,240	そ の 他	785
工 具 器 具 及 び 備 品	136	固 定 負 債	34,156
土 地	34,416	社 債	1,739
リ ー ス 資 産	724	長 期 借 入 金	14,796
建 設 仮 勘 定	601	リ ー ス 債 務	1,046
そ の 他	17	繰 延 税 金 負 債	7,785
無 形 固 定 資 産	1,204	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	404
ソ フ ト ウ ェ ア	402	退 職 給 付 引 当 金	7,452
そ の 他	802	環 境 対 策 引 当 金	2
投 資 そ の 他 の 資 産	11,894	金 属 鉱 業 等 鉱 害 防 止 引 当 金	5
投 資 有 価 証 券	3,166	資 産 除 去 債 務	220
関 係 会 社 株 式	4,822	そ の 他	708
関 係 会 社 出 資 金	17	負 債 合 計	85,380
長 期 貸 付 金	3,430	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	462	株 主 資 本	35,619
貸 倒 引 当 金	△2	資 本 金	24,301
繰 延 資 産	57	資 本 剰 余 金	9,542
社 債 発 行 費	57	資 本 準 備 金	9,542
資 産 合 計	122,596	利 益 剰 余 金	1,909
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,909
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,909
		自 己 株 式	△134
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,598
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	926
		土 地 再 評 価 差 額 金	672
		純 資 産 合 計	37,216
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	122,596

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		88,355
売 上 原 価		80,409
売 上 総 利 益		7,946
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,617
営 業 利 益		2,329
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	384	
固 定 資 産 賃 貸 料	305	
そ の 他	75	763
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	892	
手 形 売 却 損	33	
固 定 資 産 除 却 損	125	
為 替 差 損	248	
そ の 他	243	1,541
経 常 利 益		1,552
特 別 損 失		
減 損 損 失	88	88
税 引 前 当 期 純 利 益		1,464
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△5	
法 人 税 等 調 整 額	△0	△5
当 期 純 利 益		1,469

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	9,542	673	673	△134	34,382
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△232	△232	－	△232
当 期 純 利 益	－	－	－	1,469	1,469	－	1,469
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	1,237	1,237	△0	1,236
当 期 末 残 高	24,301	9,542	9,542	1,909	1,909	△134	35,619

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 計 合	土 地 再 評 価 差	評 価 差	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 合	評 価 差 額 等 計 合	
当 期 首 残 高	412		672	1,084		35,466
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－		－	－		△232
当 期 純 利 益	－		－	－		1,469
自 己 株 式 の 取 得	－		－	－		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	514		－	514		514
当 期 変 動 額 合 計	514		－	514		1,750
当 期 末 残 高	926		672	1,598		37,216

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

平成29年5月12日

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 久具 壽男 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高城 慎一 ㊞

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

平成29年5月12日

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 久具 壽男 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高城 慎一 ㊞

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第135期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査並びに監査を実施致しました。
 - ①取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類である甲決定書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的の子会社からの事業の報告を受け、また子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われたことを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。さらに、その運用については、要求されているレベルに対して、着実な改善が図られていると認めます。監査役会としては、今後更なる改善努力を期待し、引続き監視及び検証を実施致します。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役 前田博美 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 岸田守 ㊟

監査役
(社外監査役) 岸木雅彦 ㊟

監査役
(社外監査役) 佐野鉦一 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを配慮しつつ、更なる財務体質の強化を図りながら、安定的に実施することを基本方針としております。本方針に則り、以下のとおり配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金2円50銭

配当総額 386,715,795円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、社外監査役でない監査役についても、その期待される役割が十分に発揮できるよう、現行定款第39条第2項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 第39条（条文省略） ② 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	第5章 監査役および監査役会 第39条（条文省略） ② 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役大田富貴氏が辞任し、木村始、岡田和彦の2氏が任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	き 木 むら 村 はじめ 始 (昭和26年6月18日生)	昭和49年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）常務執行役員 平成17年6月 当社常任顧問 平成17年6月 当社代表取締役専務取締役 平成22年6月 当社代表取締役副社長 平成24年6月 当社代表取締役執行役員副社長 平成24年12月 当社代表取締役社長執行役員社長（現任）	107,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 候補者は、金融機関の役職員としての豊富な経験と実績を活かし、当社取締役就任以来、財務基盤を強化し、実効性あるコーポレートガバナンス機能を有する経営改革をリードしてまいりました。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
※2	き うち やす ひろ 木 内 康 裕 (昭和33年4月30日生)	昭和57年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）アジア企画部次長 平成15年12月 同行香港支店副支店長 平成19年3月 みずほ証券株式会社国際部長 平成21年5月 Mizuho Securities Asia（みずほ証券株式会社香港現地法人）社長 平成23年4月 当社経営企画部部長 平成24年10月 当社海外事業企画部長 平成25年6月 当社執行役員高機能材営業推進部長 平成27年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼高機能材営業推進部長 平成28年6月 当社執行役員経営企画部長（現任）	18,500株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、金融機関における豊富な海外業務経験を活かし、当社において、高機能材営業推進部長として、戦略分野である高機能材の販売力強化に取り組んでまいりました。また、経営企画部長就任後は、新中期経営計画の策定・推進など様々な経営課題に着実に取り組んでおります。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※3	さの 野 鉦 一 (昭和23年8月30日生)	昭和46年4月 三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社 平成11年6月 三井化学株式会社予算管理部長 平成13年6月 同社財務部長 平成15年6月 同社執行役員財務部長 平成17年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社代表取締役副社長 平成25年6月 同社特別参与 平成28年6月 I Tホールディングス株式会社（現T I S株式会社）社外取締役（現任） 平成28年6月 当社社外監査役（現任）	1,800株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に加え、財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これらの知識と経験を活かし、監査役としての職責を十分に果たしていただいております。今後は、その豊富な知識と経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1 ※は新任の取締役候補者であります。
- 2 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- 3 候補者佐野鉦一氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。
- 4 佐野鉦一氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 5 T I S株式会社と当社の間には、現在取引関係はありません。
- 6 佐野鉦一氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役佐野鉦一氏が辞任し、前田博美氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	まえだひろみ氏 前田博美 (昭和24年6月11日生)	昭和50年4月 当社入社 平成11年6月 当社川崎製造所総務部長 平成15年6月 当社資材部長 平成19年6月 ナス物産株式会社取締役経理部長 平成23年6月 同社常務取締役経理部長 平成25年10月 同社常務取締役総務部長 平成26年6月 同社常勤監査役 平成26年6月 当社監査役 平成27年6月 当社常勤監査役(現任)	52,700株
	<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、当社川崎製造所総務部長、資材部長、グループ会社の取締役、監査役等を経験し、豊富な経験と当社グループの業務に関する理解を有しており、当社常勤監査役としての職責を十分に果たしていただいております。これらの豊富な知識と経験を活かし、引き続き、的確な助言と監査をしていただくため、監査役候補者としております。</p>		
※2	こばやしやすひこ氏 小林靖彦 (昭和32年11月19日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年6月 当社内部統制室長 平成25年6月 当社執行役員内部統制室長(現任)	23,100株
	<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、当社経理部門において長年にわたり会計・財務に関する実務を担当した後、内部統制室長に就き、内部監査、内部統制評価、コンプライアンスの推進等に携わっております。これらの豊富な知識と経験を活かし、今後は監査役の立場で、的確な助言と監査をしていただくため、監査役候補者としております。</p>		

(注) 1 ※は新任の監査役候補者であります。

2 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

3 第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、候補者 前田博美、小林靖彦の両氏が監査役に選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ほし かわ のぶ ゆき 星 川 信 行 (昭和45年8月15日生)	平成14年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 平成15年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 弁護士法人星川法律事務所入 現在に至る	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、監査役に就任された場合に、弁護士として培われた法律知識を主にコンプライアンスの観点から当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者としております。</p>		

- (注) 1 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- 2 候補者星川信行氏は、社外監査役候補者であります。
- 3 星川信行氏は、直接、企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 4 星川信行氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成26年5月9日に開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。原対応方針の概要につきましては、前記の事業報告の6.（3）「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要」24頁から26頁をご参照ください。）の導入を決定の上、同日付で公表し、また、当社定款第13条に基づき、同年6月26日に開催の当社第132期定時株主総会において、原対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決していただいております。その後引き続き、当社は、関連法令等の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、原対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、平成29年5月9日に開催の当社取締役会において、本総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針に替えて、下記の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。そこで、当社定款第13条に基づき、本対応方針の導入に関して、ご承認をお願いするものです。なお、本対応方針は、本総会において出席株主の皆様様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として本総会の終結時に導入されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

また、本対応方針の有効期間は、平成32年6月に開催予定の当社第138期定時株主総会の終結時までといたします。

本対応方針の内容につき、原対応方針からの主な変更点等は、以下のとおりです。

- ・特別委員会の運営の透明性を担保するため、特別委員会規則の概要を明記いたしました。
- ・大規模買付行為（下記2.（1）（i）において定義されます。以下同じです。）が濫用的な買付行為であると認められる場合以外の場合には、株主意思確認株主総会（下記（2）（i）（ア）②において定義されます。以下同じです。）の決議に基づき対抗措置を発動することを明記いたしました。
- ・その他、本対応方針がより分かりやすいものとなるよう、所定の文言につき表現を修正いたしました。

記

1. 本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、以下のとおり、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は製品の原料たるフェロニッケルから高級ステンレス鋼・高ニッケル合金までを一貫生産するわが国唯一のメーカーであり、その事業は幅広い範囲に及んでおり、また当社の企業価値の源泉は、当社の技術力・開発力、ビジネスモデル、様々な利害関係者との強固な信頼関係等多岐に亘っています。また、当社は、中期経営計画に基づく取組み等の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資する様々な取組みを現に実施しております。

したがいまして、当社が大規模買付者（下記2. (1) (i) において定義されます。以下同じです。）から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況・当社の企業価値の源泉、および当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業および上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うことを意図したものであったり、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要し、または、株主の皆様が当該買付けの条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

したがいまして、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。（なお、下記2. (2) (i) (イ) に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルール(下記2. (1) (ii) において定義されます。)に従って大規模買付行為を行う場合、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、別紙1に掲げる5つの場合のいずれかに該当すると判断される場合その他の当該大規模買付行為が「濫用的な買付行為」であると認められる場合に限定されており、それ以外の場合には株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置を発動することとしております。)したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の

決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社株式の大規模買付行為に該当する行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主および大量保有報告書の提出の状況につきましては、別紙2をご参照下さい。

2. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

(i) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ii) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(ア) 大規模買付者の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(イ) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(ウ) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁸を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(エ) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

(iii) 大規模買付情報の提供

上記（ii）の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記（ii）（ア）⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付情報リストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記（iv）において定義されます。以下同じです。）を開始するものとします。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供できない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供

できない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細（沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の氏名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法および内容（大規模買付行為の適法性（法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。以下同じです。）に関する意見を含みます。）
- ③ 買付対価の種類および金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。）、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性

- ⑧ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- ⑫ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑬ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭ 大規模買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、大規模買付行為の完了後における独占禁止法または海外競争法に照らした適法性についての考え方
- ⑮ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策の内容
- ⑯ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時且つ適切に、その全部または一部を株主の皆様に関示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が合理的に判断したときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を株主の皆様に関示いたします。また、当社は、情報提供要請期間が満了した場合には、速やかに、その旨を大規模買付者に対して通知するとともに、その旨を株主の皆様に関示いたします。

(iv) 取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

具体的な期間の設定は、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、買付方法等、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案の難易度に応じて設定し、当社取締役会は取締役会評価期間が満了する日を適時且つ適切に株主の皆様に関示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会（下記(3) (i) (ア)をご参照下さい。以下同じです。）に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で最長90日間（初日不算入。当初設定した期間を含みます。）まで取締役会評価期間を延長できるものとし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、速やかに、当該決定された具体的期間および当該延長が必要とされる理由を大規模買付者に対して通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認株主総会を招集する場合には、下記(2) (i) (ウ)をご参照下さい。

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。
- 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 9 なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(i) 対抗措置の発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう敵対的買付行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記(3)(i)(イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①のほか、当社取締役会は、(a)大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いましくは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または(b)特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、(上記(a)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。例えば、別紙1に掲げる場合のいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は濫用的な買付行為であると認められるものと考えます。

当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合、下記(3)

(i) (イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①のほか、当社取締役会は、(a)当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であって、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または(b)特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、(上記(a)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていたことができるものとします。

(ウ) 株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集されない場合には、上記(1)(iv)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(ii) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は、別紙3に記載のとおりといたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的な発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

(3) 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(i) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(ア) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会規則(その概要については別紙4「特別委員会規則の概要」のとおりです。)に基づき、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会決議により選任されるものとします。本対応方針導入時の特別委員会の委員には、原対応方針における特別委員会の委員である藤原哲氏、宮本岳氏、道林孝司氏および本総会において社外取締役に就任予定の佐野鉦一氏の合計4名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙5「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

(イ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします(但し、株主意識確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。)

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(ウ) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本対応方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保もしくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するとともに、外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別

委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないかと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(エ) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非および発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(ii) 株主の皆様のご意思の確認

(ア) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、平成29年5月9日に開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがって、上記議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、原対応方針についても本総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(イ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記(2)(i)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(iii) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成32年6月に開催予定の当社第138期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金

融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本対応方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、上記2. (3) (ii) (ア)に記載のとおり、平成29年5月9日に開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。なお、本対応方針は本総会において出席株主の皆様議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として本総会の終結時に導入されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

また、上記2. (3) (ii) (イ)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

さらに、上記2. (3) (iii)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成32年6月に開催予定の当社第138期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時

株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 合理的且つ客観的な対抗措置の発動要件の設定

本対応方針は、上記2.(2)(i)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 特別委員会の設置

上記2.(3)(i)に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)(iii)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は平成32年6月に開催予定の当社第138期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想

定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(3)(i)(ウ)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様が、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手續

本新株予約権の無償割当ての手續に関しては、基準日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手續は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

5. その他

本対応方針は、平成29年5月9日に開催の当社取締役会において、社外取締役2名を含む取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意を示しました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に替わる別途の買収防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以 上

(別紙1)

濫用的な買付行為であると認められる場合

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以 上

(別紙2)

当社の大株主の状況

平成29年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
CBNY DFA INTL SMALL CAP VAL U E P O R T F O L I O (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	4,559 千株	2.95 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,246	2.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,535	2.29
日 本 冶 金 協 力 会 社 持 株 会	3,465	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	3,178	2.05
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	3,115	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	2,238	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	2,182	1.41
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,800	1.16
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,775	1.15
計	30,097	19.46

- (注) 1. 当社は、平成29年3月31日現在自己株式287,020株を有しております。
2. 平成29年5月21日現在、以下の大量保有報告書およびその変更報告書が、関東財務局に提出されておりますが、当社として平成29年3月31日現在の実質所有株数の確認ができておりません。

株式会社三菱東京UFJ銀行他の連名により、平成24年10月29日付で大量保有報告書を提出

(株券等保有割合5.01%)

株式会社みずほ銀行他の連名により、平成28年10月21日付で大量保有報告書を提出

(株券等保有割合5.40%)

株式会社三菱東京UFJ銀行他の連名により、平成29年5月15日付で大量保有報告書の変更報告書No.1を提出

(株券等保有割合6.03%)

以 上

(別紙3)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者¹、②特定大量保有者の共同保有者²、③特定大量買付者³、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者⁴（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置の発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

-
- 1 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
 - 3 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - 4 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

以 上

(別紙4)

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会決議に基づき設置する。
2. 特別委員会を構成する委員（以下「特別委員」という。）は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会が選任するものとする。なお、当社は、特別委員との間で、秘密保持義務および善管注意義務に関する規定を含む委任契約（以下「特別委員委任契約」という。）を締結する。
3. 特別委員の任期は、当社取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した時から、特別委員委任契約において定める時までとする。但し、特段の事情がある場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、代表取締役社長または各特別委員が招集する。但し、当社取締役会が特別委員会に対して諮問することを決議した場合には、代表取締役社長は、特別委員会を招集しなければならない。
5. 特別委員会の議事は、特別委員の互選により選ばれた議長が進行する。
6. 特別委員会の勧告は、特段の事情がない限り、特別委員の全員が出席し（電話会議システムまたはテレビ電話による出席を含む。）、その過半数をもって決議しこれを行う。但し、特別委員に事故があるときその他特段の事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項（以下「本諮問事項」という。）について、特別委員会において決議された結論に基づき、原則として理由の要旨を付して勧告を行うものとする。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする（但し、対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議に従う。）。
 - (1) 取締役会評価期間の延長の是非
 - (2) 対抗措置の発動の是非
 - (3) 発動された対抗措置の維持の是非
 - (4) その他当社取締役会が特別委員会に諮問する事項
8. 特別委員会は、当社取締役会より、当社取締役会が大規模買付ルールに基づく手続の過程および本諮問事項の検討に際して使用または検討した資料および情報のすべての提供を受ける。
9. 特別委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料および情報を、当社の費用において自ら収集し、または当社取締役会に対して収集を要請することができる。また、特別委員会は、取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を特別委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。
10. 特別委員は、善良なる管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行することを要し、その職務遂行の客観性および中立性に疑義を生ぜしめる一切の行為を行ってはならない。
11. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家等の助言を得るものとする。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、すべて当社が負担する。

(別紙5)

特別委員会委員の略歴

○藤原 哲(ふじわら さとる)：公認会計士・税理士

- ・平成元年10月 中央新光監査法人入所
- ・平成5年3月 公認会計士登録
- ・平成9年2月 藤原公認会計士事務所所長(現職)
- ・平成10年3月 税理士登録
- ・平成13年4月 株式会社アドミラルシステム(株式会社A S J) 監査役
- ・平成18年9月 日本社宅サービス株式会社監査役
- ・平成27年6月 株式会社A S J 取締役(監査等委員)(現職)

(平成29年6月に開催予定の株式会社A S J 定時株主総会において同社取締役(監査等委員)を退任予定)

○宮本 岳(みやもと たかし)：弁護士

- ・平成8年4月 最高裁判所司法研修所入所
- ・平成10年4月 弁護士登録(東京弁護士会)
- ・平成16年8月 宮本岳法律事務所開設
- ・平成19年5月 内幸町法律会計事務所開設
- ・平成23年7月 宮本岳法律事務所開設(現職)

○道林 孝司(みちばやし たかし)：当社社外取締役

- ・昭和50年4月 新日本製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社) 入社
- ・平成9年6月 同社本社経営企画部海外事業企画グループマネージャー
- ・平成11年7月 サイアム・ユナイテッド・スチール社出向(社長室長)
- ・平成17年4月 日本重化学工業株式会社顧問
- ・平成18年6月 同社常務取締役
- ・平成20年6月 同社専務取締役
- ・平成22年6月 同社代表取締役社長
- ・平成26年6月 同社特別顧問(現職)
- ・平成28年6月 当社社外取締役(現職)

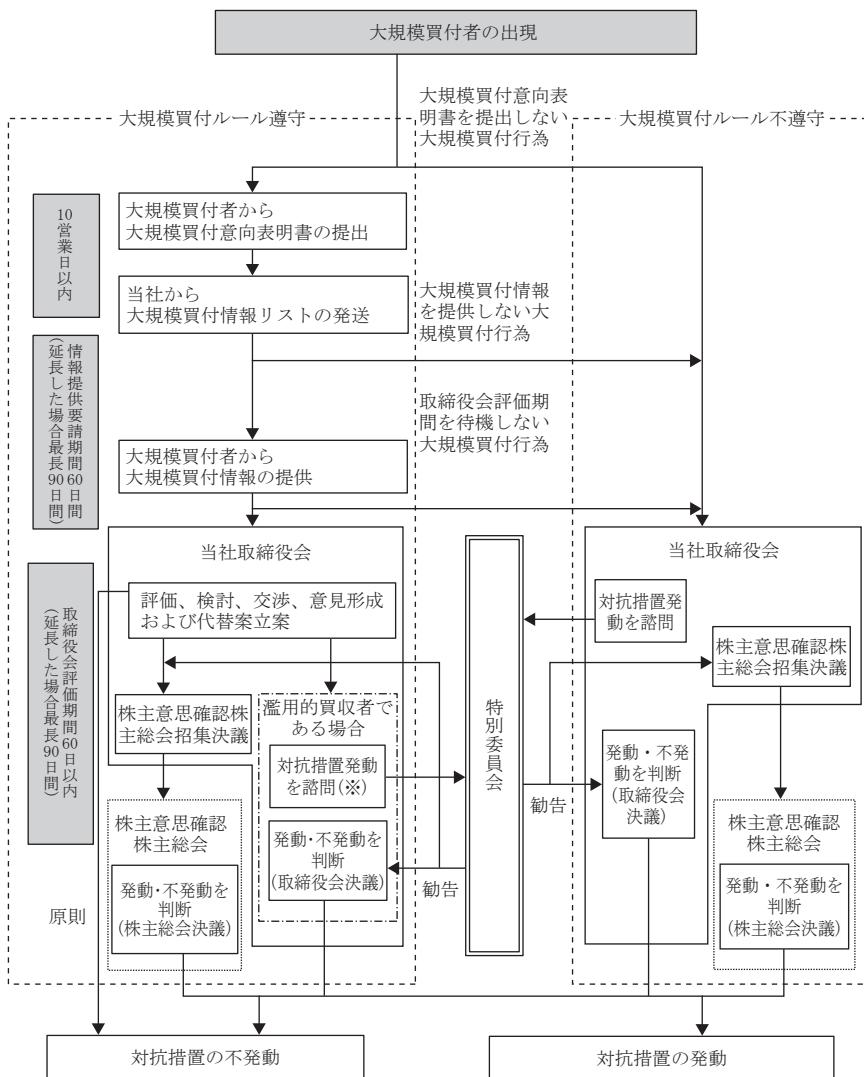
- 佐野 鉦一（さの こういち）：当社社外監査役
- ・昭和46年4月 三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社
 - ・平成11年6月 三井化学株式会社予算管理部長
 - ・平成13年6月 同社財務部長
 - ・平成15年6月 同社執行役員財務部長
 - ・平成17年6月 同社常務取締役
 - ・平成21年6月 同社代表取締役副社長
 - ・平成25年6月 同社特別参与
 - ・平成28年6月 I Tホールディングス株式会社（現T I S株式会社）社外取締役（現職）
 - ・平成28年6月 当社社外監査役（現職）
- （本総会において当社社外監査役を退任し、当社社外取締役に就任予定）

なお、当社は、道林孝司氏および佐野鉦一氏を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

以 上

(ご参考)

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に係るフローチャート



※ 特別委員会に対する対抗措置発動の諮問は、取締役会評価期間内に行われることもありえます。

このフローチャートは、あくまで本対応方針の概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本対応方針の詳細については、本文をご参照下さい。

以上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotest.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月27日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotest.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株皆様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

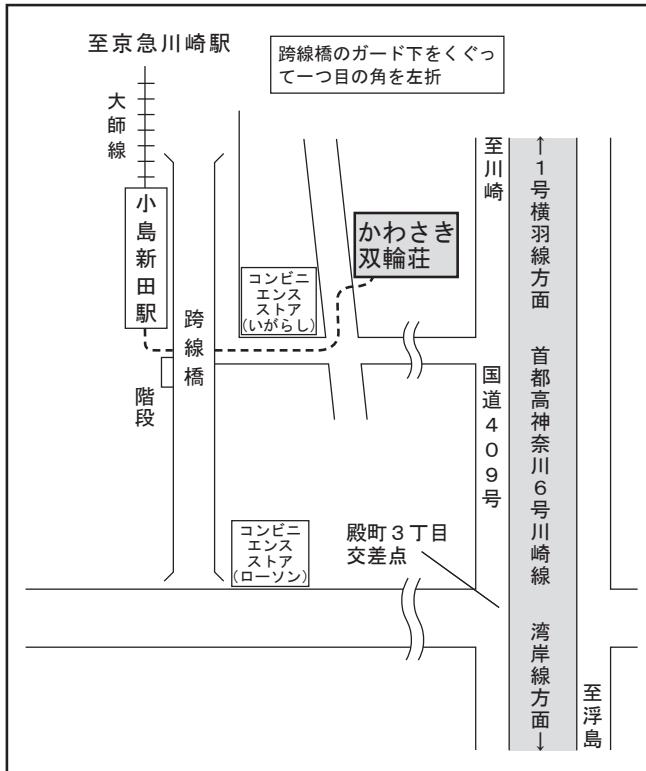
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

第135期 定時株主総会会場 ご案内略図

会場 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目 8 番14号
かわさき双輪荘 1 階



京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

会場には駐車場の用意がありませんので
電車等をご利用ください。